

東北広域港湾機能継続計画 改訂版

令和 6 年 2 月

東北広域港湾防災対策協議会

改 訂 履 歴

改訂年月	改訂ページ	改訂内容
H27.3.31		新規策定
H28.3.18	19~23	・本編 3-2 バルク貨物の代替輸送を追加
R4.2.24	4~7 付属書	・本編 2-2 航路啓開（2-2-1 基本的な考え方、 2-2-2 発災後の行動）を更新 ・付属書として「航路啓開手順書」を追加
R5.2.20	11~12 付属書	・本編 2-3 荷役機械（2-3-2 発災後の行動、2-3-3 事前対策）を更新 ・付属書として、「荷役機械等の調達に係わる行 動手順書」を追加
R6.2.16	14、16~20、26 付属書	・本編 3-1 コンテナ貨物の代替輸送（3-1-1 基本 的な考え方、3-1-2 発災後の行動、3-1-3 事前 対策）、4.通信と情報収集の手段の確保を更新 ・付属書として、「コンテナ貨物の代替輸送に係 わる行動手順書」を追加

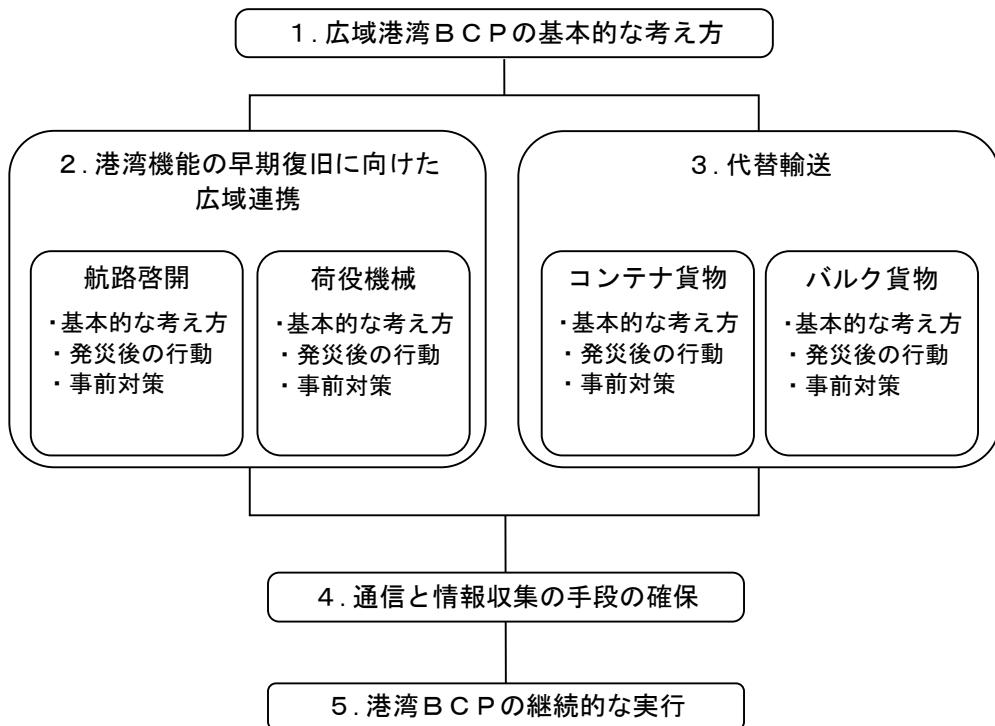
－ 目 次 －

1.	広域港湾B C Pの基本的な考え方	1
1-1	東北港湾における広域連携の目的	1
1-2	東北広域港湾防災対策協議会の役割	2
2.	港湾機能の早期復旧に向けた広域連携	3
2-1	広域連携の考え方	3
2-2	航路啓開	4
2-2-1	基本的な考え方	4
2-2-2	発災後の行動	5
2-2-3	事前対策	9
2-3	荷役機械	10
2-3-1	基本的な考え方	10
2-3-2	発災後の行動	11
2-3-3	事前対策	13
3.	代替輸送	14
3-1	コンテナ貨物の代替輸送	14
3-1-1	基本的な考え方	14
3-1-2	発災後の行動	16
3-1-3	事前対策	20
3-2	バルク貨物の代替輸送	21
3-2-1	基本的な考え方	21
3-2-2	発災後の行動	22
3-2-3	事前対策	25
4.	通信と情報収集の手段の確保	26
5.	港湾B C Pの継続的な実行	27

資料編、付属書

〈東北広域港湾機能継続計画の構成〉

1. 東北広域港湾機能継続計画（以下、「広域港湾B C P」と称す）の基本的な考え方では、東北港湾における広域連携の目的と東北広域港湾防災対策協議会（以下、「広域協議会」と称す）の役割を示す。
2. 港湾機能の早期復旧に向けた広域連携では、航路啓開における作業船や資機材の広域調達、荷役機能復旧のための荷役機械等の調達について発災後の行動と事前対策について整理する。
3. 代替輸送では、コンテナ貨物とバルク貨物について、被災した港湾において輸送能力が回復するまでの間、被害が軽微な港湾が代替輸送により被災港湾の輸送能力を補完するための、発災後の行動と事前対策を整理する。
4. 情報通信と通信手段の確保では、広域的な連携のために関係機関が確保すべき通信手段と、情報収集の手段についての事前対策を整理する。
5. 各港港湾機能継続計画（以下、「各港B C P」と称す）の継続的な実行では、広域港湾B C Pと各港B C Pの相互反映と継続的な見直しについて整理する。



【広域港湾B C Pの構成】

1. 東北広域港湾機能継続計画の基本的な考え方

1-1 東北港湾における広域連携の目的

東北地方の港湾は、太平洋沿岸と日本海沿岸の広い範囲にわたって点在しているため、港を取り巻く自然条件や港に対する地域の要請も、地域毎の特徴を有す。このことから、災害時の港湾機能継続の努力は、各港の港湾BCPに基づく取り組みが基本となる。

しかし、大規模災害時には、各港湾において単独で輸送能力を確保することは困難となることが想定され、港湾機能の復旧に必要な資機材の広域調達や代替輸送による相互連携といった広域連携が必要である。

また、東北港湾の広域連携を自律的に機能させるためには、各港協議会を構成する各関係機関は広域連携の考え方と自らの役割を理解し、準備しておくことが必要である。

これらのことから、大規模災害時の被災港湾における資機材の調達とコンテナ貨物とバルク貨物の代替輸送による輸送能力の補完を目的とし、東北港湾における広域連携の考え方と、各関係機関の役割、連携体制等の方向性を示す広域港湾BCPを策定する。

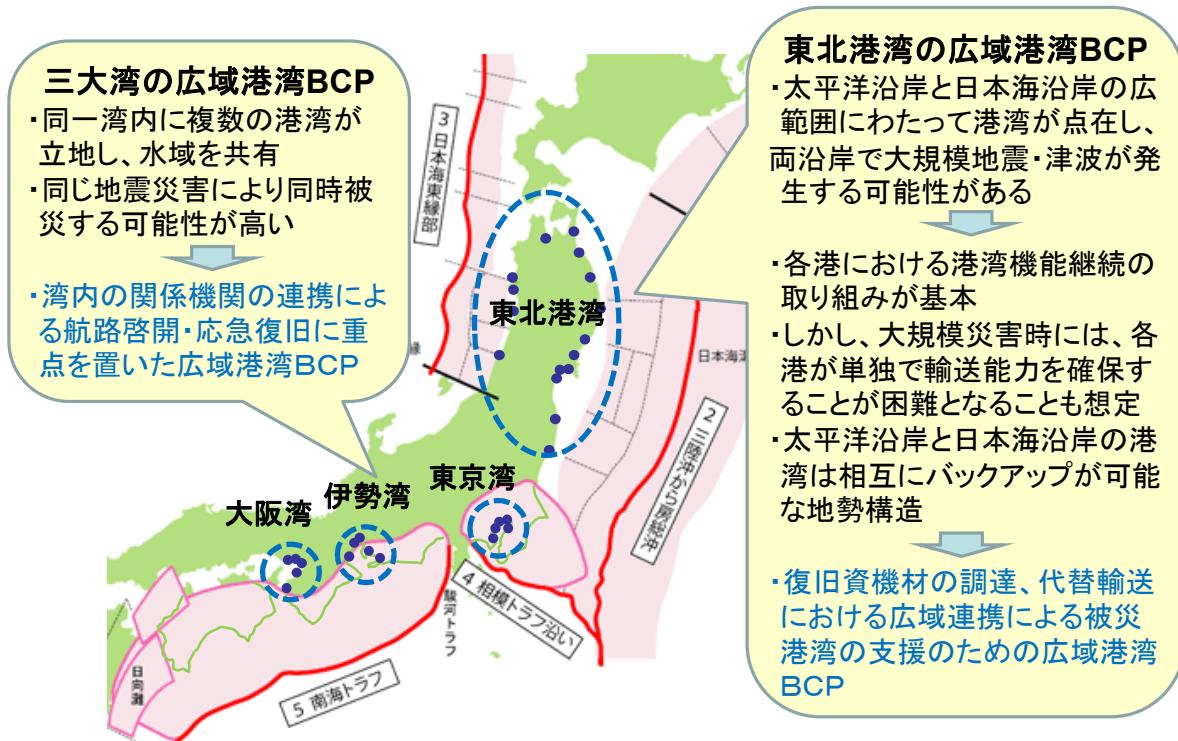


図 1-1 東北港湾と3大湾の広域港湾BCPの違い

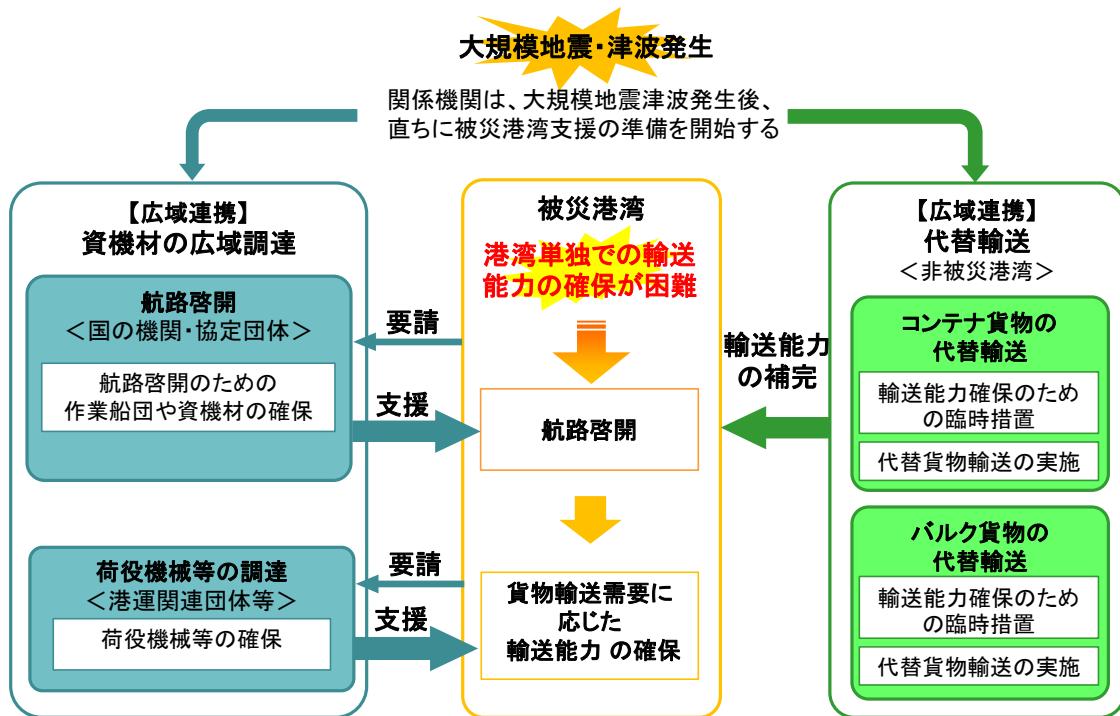


図 1-2 東北港湾における広域連携のイメージ

1-2 東北広域港湾防災対策協議会の役割

広域協議会は、広域港湾B C Pを策定し、①広域的な観点による広域連携の考え方や②各港B C Pの広域連携についての事前対策の方向性を提示する。なお、広域協議会は、大規模災害発生時において広域調整等のオペレーションを担うものではない。

広域港湾B C Pを踏まえ、各港協議会は広域連携について事前対策を検討し、自港の港湾B C Pに位置付ける。なお、広域連携の検討にあたっては、自港が被災した場合のみならず他港の被災に対する補完機能が求められることについても整理する。

大規模災害発生時においては、広域港湾B C P及び広域港湾B C Pの考え方を踏まえた各港B C Pに基づき、各港協議会及び行政機関の関係者が連携して対応する。

広域協議会は、広域港湾B C Pについて必要な都度見直しを行う。

2. 港湾機能の早期復旧に向けた広域連携

2-1 広域連携の考え方

東日本大震災では、港湾施設と荷役体制の早期復旧が求められたが、建設機材や荷役機械の多くが機能喪失し、職員も被災者となる困難の中での作業となつた。

また、広域災害であったために、地域内だけで必要な資機材を確保することは困難な状況であった。

このような中で、国の機関や業界団体から、広く必要な資機材や人材の支援を受け、港湾機能の復旧が可能となつた。

各港湾では、当該港湾の関係者による対策に加えて、以下のような資機材を、広域調達するための方策について準備しておくことが有効である。

- 航路啓開に必要な作業船団や資機材
- 荷役を行うために必要な荷役機械や車両、事務機器等

2-2 航路啓開

2-2-1 基本的な考え方

東日本大震災では、航路啓開による船舶航行の障害物除去が最優先の任務であったが、広域にわたり多数の港湾が同時に被災し、国が主導して全国から作業船団を動員した。

港湾管理者は、港湾区域内で応急公用負担行使しつつ啓開することが可能（港湾法第55条の3）とされているが、非常災害時には、港湾管理者からの要請に基づいて、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施できる制度が創設され、応急復旧・支障物件の撤去として航路に漂流、沈没している瓦礫、コンテナ、車両等を撤去することが可能となっている。（港湾法第55条の3の3）。

大規模地震や津波等の非常災害が発生した際には、東北地方整備局は必要に応じて港湾法第55条の3の3第1項の管理代行規定に基づく要請により、迅速に航路啓開を行う。また、東北地方整備局は広域的な連携の下、災害協定に基づく作業船団等資機材の調達を行う。

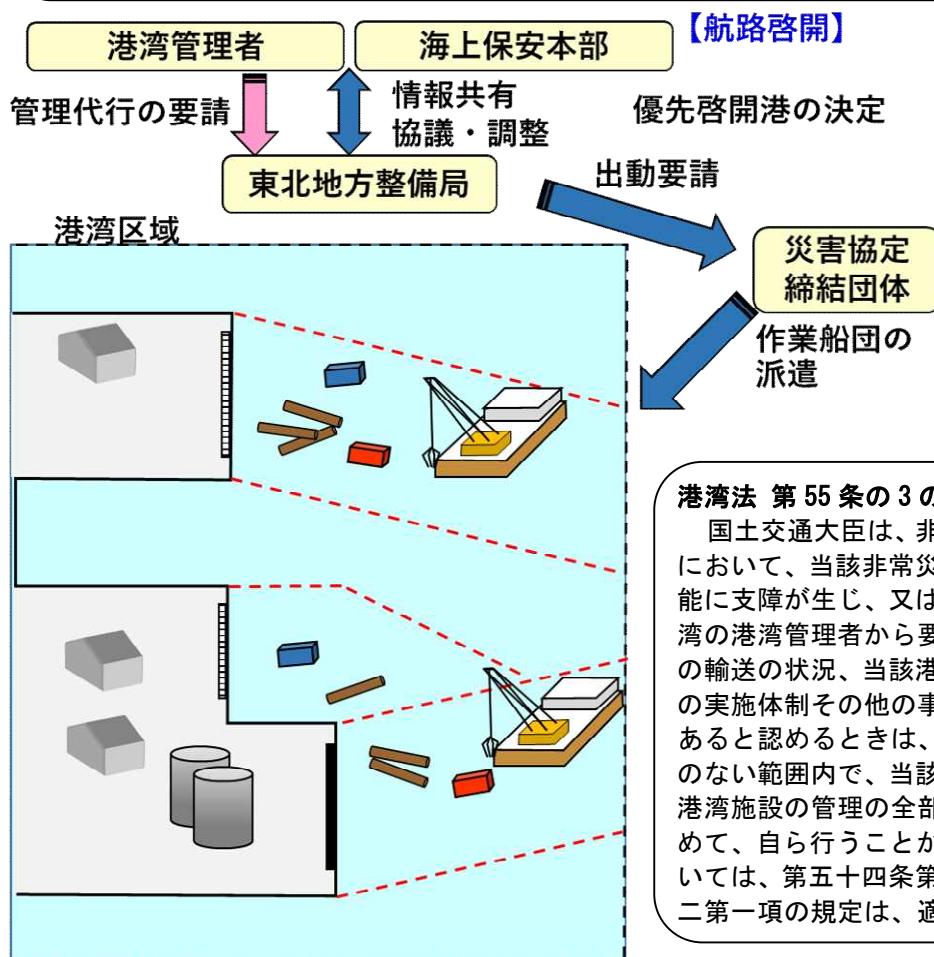


図 2-1 航路啓開の広域調達のイメージ

2-2-2 発災後の行動

(1) 発災から各港湾における航路啓開の開始までの基本的流れ

東北地方整備局港湾空港部が中心となって、災害協定締結団体に支援を要請し、航路啓開に必要な作業船団や復旧資機材を調達する。
東北地方整備局港湾空港部は、関係機関と調整し、優先啓開港等を決定する。
各港では、広域調達した資機材を用いて航路啓開を実施する。

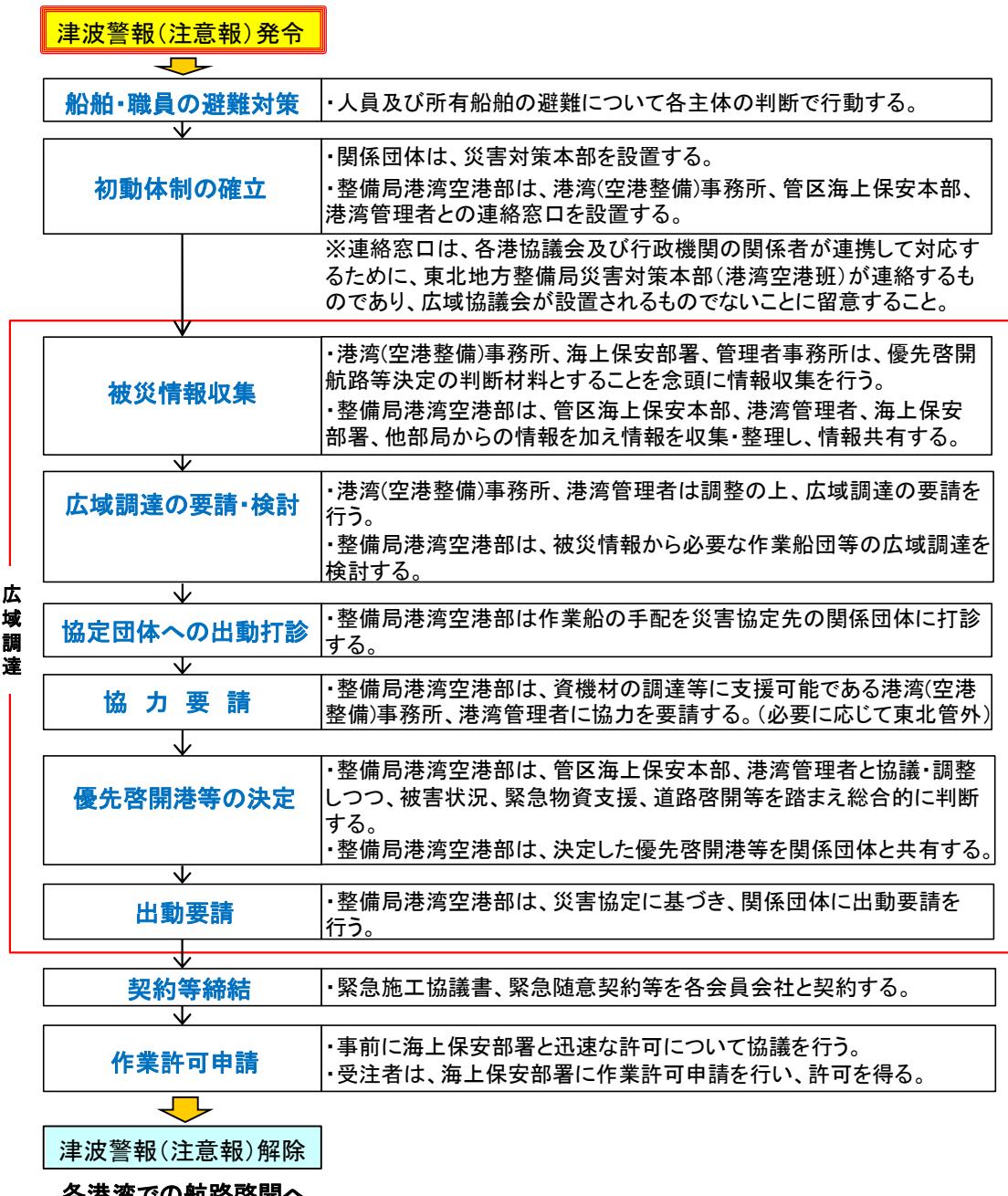


図 2-2 発災から各港湾における航路啓開の開始までの基本的流れ

(2) 広域調達の手順と関係機関の役割

① 国土交通省

●東北地方整備局港湾空港部

- ・被災情報を収集し、東北地方整備局港湾(空港整備)事務所、第二管区海上保安本部、港湾管理者、災害協定締結団体と共有する。
- ・収集した被害情報等に基づき、東北地方整備局港湾(空港整備)事務所、第二管区海上保安本部、港湾管理者、災害協定締結団体と調整して優先啓開港等を決定し、災害協定締結団体に出動を要請する。
- ・資機材の調達等に支援が可能である東北地方整備局港湾(空港整備)事務所、港湾管理者に協力を要請する。(必要に応じて東北管外)。
- ・災害協定締結団体の会員企業との契約を締結する。
- ・被災港湾の航行支援機能を早期に復旧するため、被災港湾の要請に応じ、灯浮標等航行支援施設の相互融通を促進する。

●東北地方整備局港湾(空港整備)事務所

- ・被災情報収集を行い、東北地方整備局港湾空港部に報告する。
- ・被災港湾単独での航路啓開が困難と判断した場合、港湾管理者と調整の上、東北地方整備局港湾空港部に広域調達の要請を行う。
- ・災害協定締結団体の会員企業との契約の締結や作業許可について関係機関と調整し、被災港湾において円滑に航路啓開が行われるよう支援する。
- ・資機材の調達等に関する支援要請があった場合、協力する。(支援港)

② 災害協定締結団体

- ・災害協定に基づき、手配可能な作業船団等を把握し東北地方整備局に報告する。
- ・東北地方整備局からの出動要請を受けて、会員企業を選定・派遣する。
- ・派遣される会員企業は、東北地方整備局との契約の締結、作業許可申請等を行い、被災港湾に出動、航路啓開作業を実施する。

③ 海上保安庁

●第二管区海上保安本部

- ・被災港湾の海上保安部等より被災情報を収集し、東北地方整備局港湾空港部と優先啓開港等について協議・調整を行う。

●海上保安部

- ・被災港湾の被災情報収集を行い、第二管区海上保安本部に報告する。
- ・被災港湾における作業許可について東北地方整備局港湾(空港整備)事務所と事前協議と必要な手続きを行う。

④ 港湾管理者

●県庁

- ・被災情報を収集し、東北地方整備局と共有する。
- ・被災港湾単独での航路啓開が困難と判断した場合、東北地方整備局港湾(空港整備)事務所と広域調達の要請を調整する。
- ・東北地方整備局と優先啓開港等の協議・調整を行う。
- ・被災港湾の航行支援機能を早期に復旧するため、被災港湾の要請に応じ、灯浮標等航行支援施設の相互融通を促進する。
- ・資機材の調達等に関する支援要請があった場合、協力する。(支援港)

●管理事務所

- ・被災情報収集を実施し、県庁に報告する。

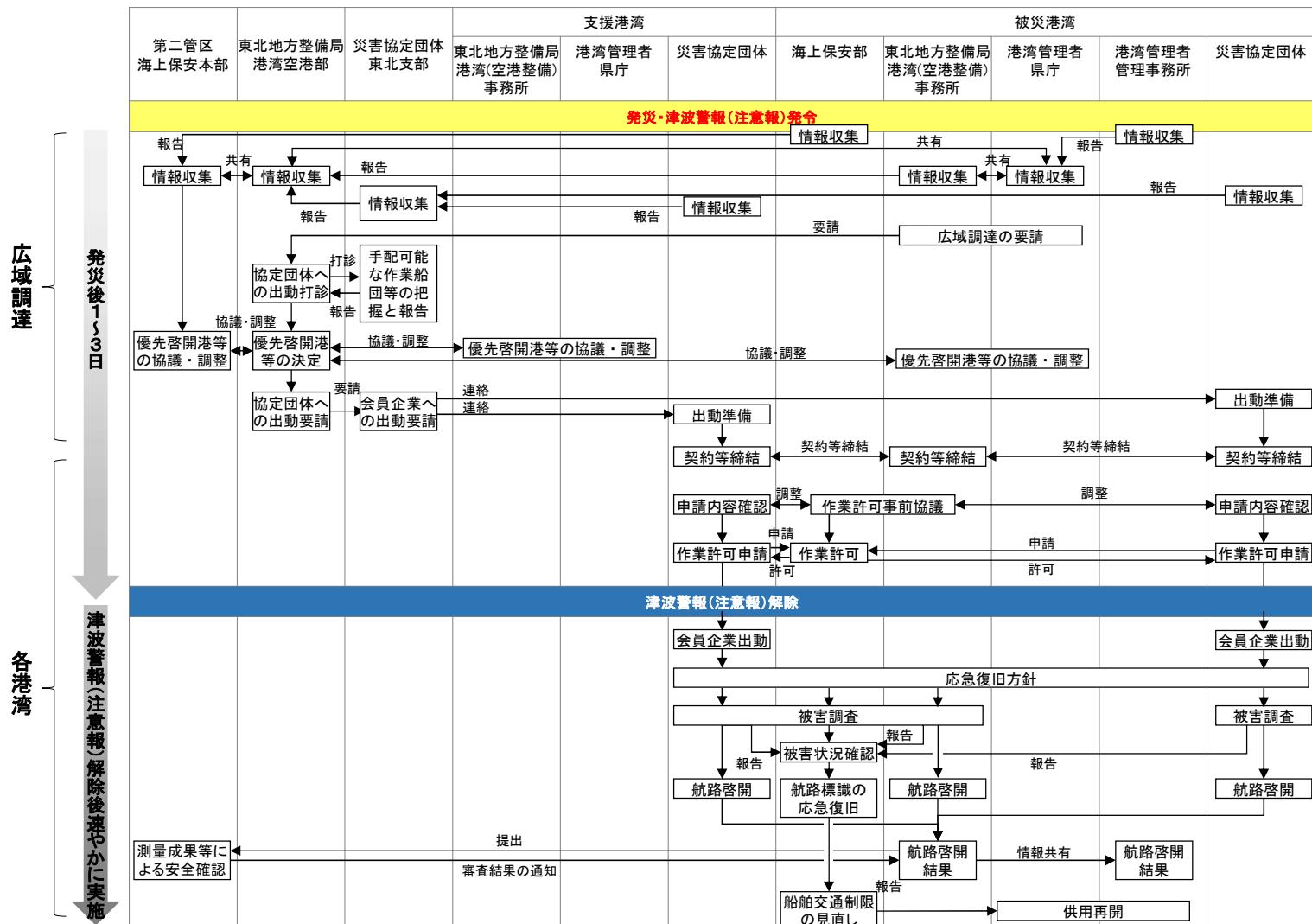
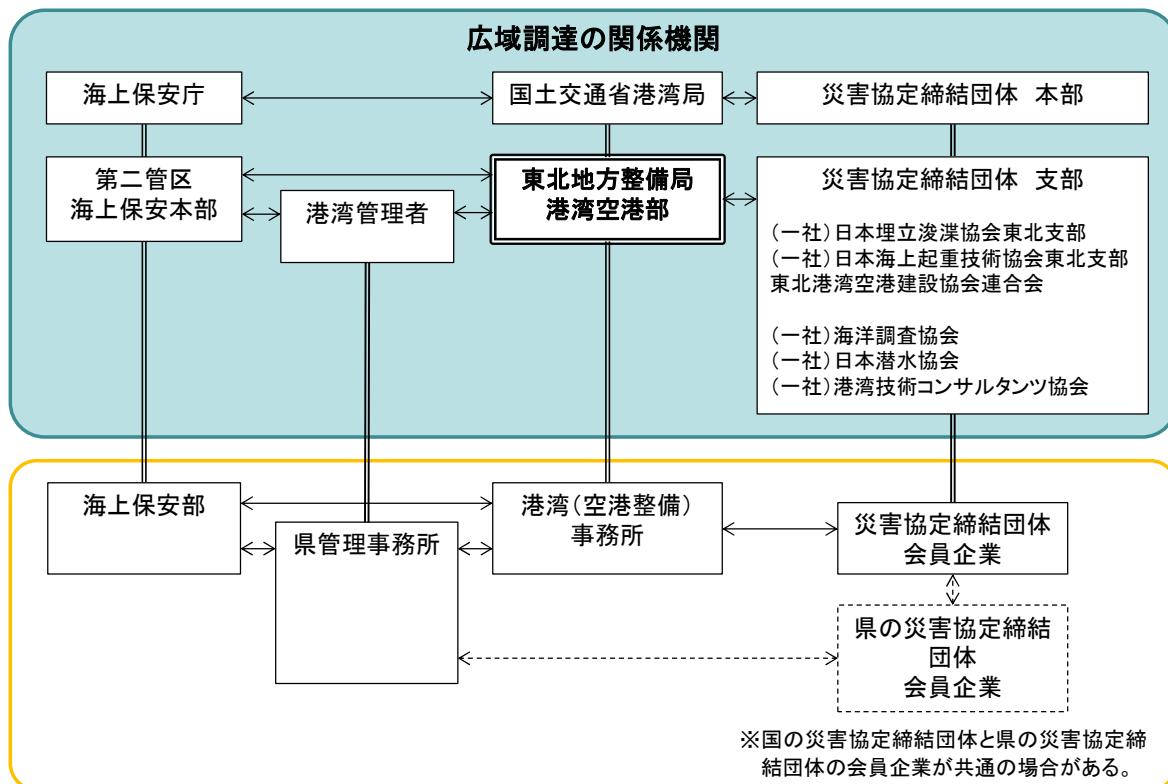


図 2-3 発災から各港湾における航路啓開の開始までの手順

(3) 航路啓開における広域調達の連絡系統

東北地方整備局港湾空港部が広域調達の窓口となり、災害協定締結団体支部、第二管区海上保安本部、港湾管理者と連絡を取り合う。

東北地方整備局港湾空港部及び第二管区海上保安本部、災害協定締結団体支部は、被災港湾の下部組織、上部組織と連絡を取り合う。



※災害協定締結団体が整備局、港湾管理者双方からの指示により混乱することのないよう、港湾管理者と国が作業範囲、作業工程等について綿密な調整を行う。

図 2-4 航路啓開における広域調達の連絡系統

2-2-3 事前対策

航路啓開にかかる広域調達の円滑な実施を可能とするため、関係機関は、通常時から次の対策を実施しておくことが望ましい。

表 2-1 事前対策

対 策	内 容		関係機関
①災害協定	広域	・関係機関は、必要に応じて広域調達に必要な関係機関と災害協定を締結する。	整備局（港湾空港部） 災害協定締結団体
	広域 各港	・関係機関は、各々締結する災害協定の内容、実施体制等について共有する。	整備局（港湾空港部、 港湾（空港整備）事務所） 港湾管理者 災害協定締結団体
②啓開活動優先順位の決定の考え方の整理	広域	・関係機関は、優先啓開港や優先啓開作業範囲、決定の考え方を整理し、共有する。	整備局（港湾空港部、 港湾（空港整備）事務所） 海上保安本部 港湾管理者
③必要な資機材の把握	各港	・関係機関は、それぞれ、航路啓開に必要な作業船や、資機材、燃料等を事前に想定し、情報共有する。	整備局（港湾（空港整備）事務所） 港湾管理者 災害協定締結団体
④灯浮標の把握	広域 各港	・各港の東北地方整備局港湾（空港整備）事務所、港湾管理者の灯浮標の保有状況等を整理し情報共有する。	整備局（港湾空港部、 港湾（空港整備）事務所） 港湾管理者
⑤訓練の実施	広域 各港	・関係機関は、定期的に広域調達に必要な情報伝達訓練を実施する。	整備局（港湾空港部、 港湾（空港整備）事務所） 港湾管理者 海上保安本部 海上保安部 災害協定締結団体

2-3 荷役機械

2-3-1 基本的な考え方

東日本大震災では、地震や津波により多くの荷役機械が損傷し使用できない状況となつた。

大型の荷役機械の修繕や新規購入には数か月～1年の時間を要し、復旧するまでの間、代替の機械を導入して荷役を実施したケースもあった。

フォークリフト等の小型の荷役機械も初期の段階から必要となった。

加えて、東北から関東の太平洋沿岸一円に至る広域災害であったため、地域内で必要な資機材全てを確保することは困難な状況であった。

このような中で、業界団体や、他港湾の同業者等から支援が有効であった。

各港湾の港湾管理者、港湾運送事業者等、荷役機械を所有・管理及び利用する関係者は、業界団体や他港湾の同業者、グループ会社等と連携し、大規模災害時に荷役機械を広域調達するための方策について、事前に対策を講じておくことが有効である。

2-3-2 発災後の行動

各港において、港運関連業界団体等に支援を要請し、荷役機械等を広域調達する。

① 東北地方整備局港湾空港部

- ・東北地方整備局港湾空港部は、各港の荷主企業や港湾関係者、港湾施設の被害、復旧見通し等の情報を収集し、管内外の提供可能な荷役機械の状況等を把握した上で、その情報を被災港湾の港湾管理者に提供する。
- ・広域調達が実施できた場合は、荷役機械等の運搬に係る陸路・海路の被害、復旧状況について関係機関に共有する。

② 港湾管理者

- ・港湾管理者は、所有する荷役機械が被災し、応急復旧が困難な場合、必要に応じてリース会社等を通じて荷役機械の広域調達を実施する。

③ 港湾運送事業者等

- ・港湾運送事業者等は、所有する荷役機械が被災し、応急復旧が困難な場合、必要に応じて港運関連業界団体やリース会社等を通じて荷役機械の広域調達を実施する。

④ 港運関連業界団体等

- ・港運関連業界団体や他港の港湾運送事業者、リース会社等は、港湾管理者や港湾運送事業者の要請を受けて、会員企業に荷役機械等の提供を呼びかけるなど、調達の支援を行う。

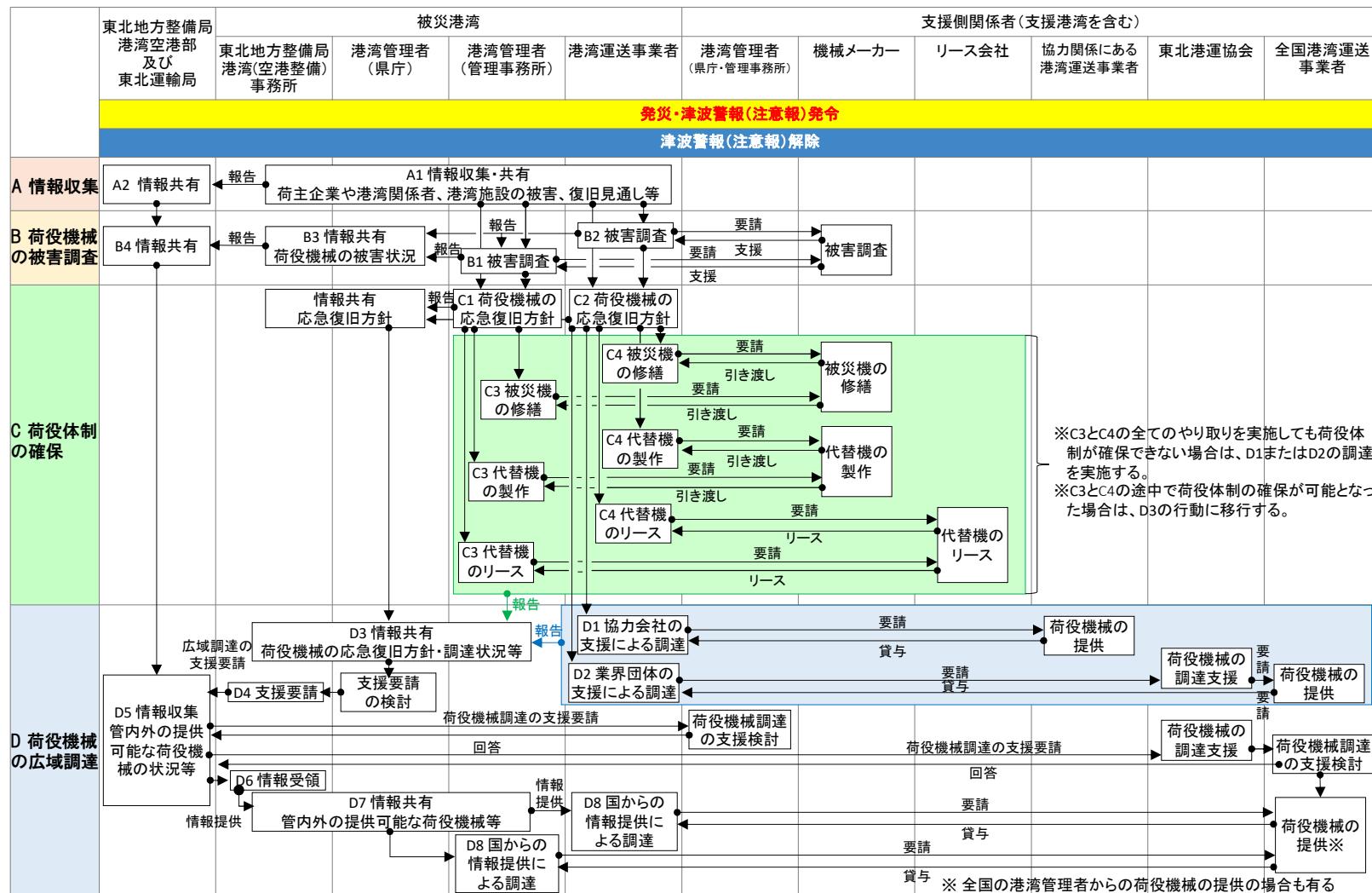


図 2-5 荷役機械の広域調達の手順

2-3-3 事前対策

大規模災害時に円滑に広域調達を実施できるよう、関係機関は、通常時から次の対策を実施しておくことが望ましい。

表 2-2 事前対策

対 策	内 容		関係機関
①業界団体との連携	各港	・業界団体を通じた荷役機械等の支援要請の手順を確認する。	港湾運送事業者 業界団体
②連絡体制及び荷役機械等のリスト化（事前準備）	各港	・港湾関係機関の連絡体制や荷役機械等（部品調達先も含む）のリストについて作成・更新を行い、広域調達の際に関係機関への迅速な共有を図るための事前準備を行う。	港湾管理者 港湾運送事業者 荷役機械メーカー ・リース会社
③代替機械の調達先の把握	各港	・大型の荷役機械の代替として、大型クローラークレーンを使用する場合等に備えて、代替機械の所在や調達先を把握しておく。	港湾管理者 港湾運送事業者
④荷役機械の調達に関する情報提供	広域	・荷役機械の広域調達や、荷役機械の被害回避・軽減、早期復旧のための事例等情報を整理し、関係機関で共有する。	東北地方整備局 業界団体 港湾管理者 港湾運送事業者

3. 代替輸送

3-1 コンテナ貨物の代替輸送

3-1-1 基本的な考え方

東日本大震災では、太平洋側の港湾の被災によりコンテナ物流機能が停止、これらの港湾が復旧するまでの間、日本海側の港湾や京浜港等のコンテナ港湾が代替輸送港湾※として機能し、東北のコンテナ物流機能をバックアップした。

東日本大震災において代替輸送港湾として機能した港湾では、数か月間、通常時を上回る貨物の対応に迫られ、急遽、輸送能力を増強する必要が生じた。

被災港湾にて、港湾施設の被災が深刻な場合や動員可能な人員や資機材が限られている場合、復旧に時間を要し、復旧過程においては、震災後の貨物輸送需要を扱いきれない恐れがある。

よって、港湾施設の被災情報や復旧情報等は、適時・的確に発信することが求められる。

各港湾においては、被災して輸送能力を維持できない場合の代替輸送について、また、代替輸送港湾としての輸送能力の確保について、事前に準備しておくことが有効である。

○広域協議会は、大規模災害時における代替輸送の想定について、各港協議会に提示する。

○各港協議会は、想定を踏まえ、港湾B C Pにおける事前対策に反映する。

※代替輸送港湾：被災港湾において必要な輸送能力を確保できない場合に、被災港湾に代わって貨物を輸送する港湾

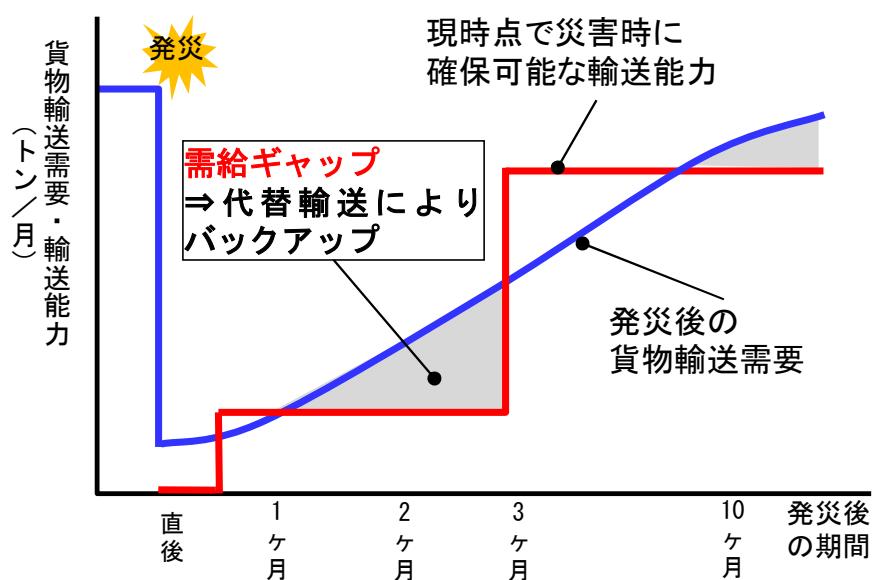
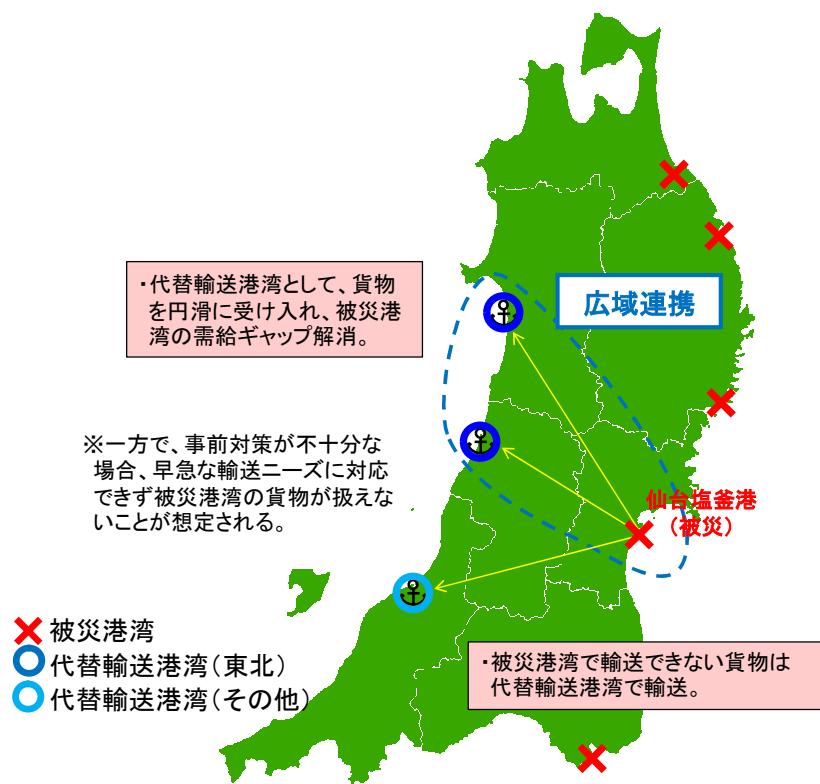


図 3-1 コンテナ貨物の代替輸送のイメージ

3-1-2 発災後の行動

(1) コンテナ貨物の代替輸送の手順

代替輸送港湾となることが想定される港では、港湾BCPの事前対策を踏まえ速やかに行動する。

被災港湾は、被災状況及び復旧状況、代替輸送に関する利用者への情報提供を行う。

① 東北地方整備局港湾空港部・第二管区海上保安本部

- ・被災港湾の被災状況や復旧状況、応急復旧方針、代替輸送港湾の状況等について、情報発信を行う。
- ・東北地方整備局港湾空港部は、管内の通行可能な道路の情報を収集し、関係機関と共有する。
- ・東北地方整備局港湾空港部は、情報発信において東北広域港湾BCPポータルサイト等を活用し、利用者にわかりやすい情報発信に努める。
- ・東北地方整備局港湾空港部は、必要に応じて管外の情報も収集する。

② 東北運輸局

- ・東北管内の陸上輸送の状況に関する助言を行い、関係機関と情報共有する。
- ・代替輸送港湾の港湾運送事業者からの港湾運送事業法施行規則の一部改正に伴う事業者間の協業に係る許可申請を受理し、その内容を審査し、問題が無ければ特定限定許可を付与する。

③ 東北港運協会

- ・東北港運協会は、代替輸送港湾と被災港湾の港湾運送事業者やターミナル管理者とともに、情報共有を行う。

④ 被災港湾

- 港湾管理者、東北地方整備局港湾(空港整備)事務所、海上保安部
 - ・港湾管理者(県庁、管理事務所)、東北地方整備局港湾(空港整備)事務所、海上保安部は、利用者に、被災状況及び復旧状況、代替輸送港湾に関する情報提供を行う。
- 港湾運送事業者等、ターミナル管理者
 - ・港湾運送事業者等とターミナル管理者は、利用者に、被災状況及び復旧状況、代替輸送に関する情報提供を行う。
 - ・代替輸送港湾の港湾運送事業者等の要請があった場合、必要に応じて、コンテナ貨物輸送の支援を行う。
- 税関、植物防疫所、動物検疫所
 - ・税関、植物防疫所、動物検疫所は、庁舎の被害や業務の状態に関する情報収集を行い、関係機関と共有する。
 - ・必要に応じて通関、防疫、検疫関係事業者等に情報提供を行う。

⑤ 代替輸送港湾

●港湾管理者、東北地方整備局港湾(空港整備)事務所

- ・港湾管理者(県庁、管理事務所)と東北地方整備局港湾(空港整備)事務所は、被災港湾の状況や航路、荷主等に関する情報収集を行い関係機関と共有する。
- ・港湾管理者は、臨時ヤードの確保等の代替輸送の実施に必要となる港湾施設を確保する。

●港湾運送事業者等、ターミナル管理者

- ・港湾運送事業者等とターミナル管理者は、被災港湾の状況や航路、荷主等に関する情報収集を行い、関係機関と共有する。
- ・必要に応じて、代替輸送に必要な荷役機械の調達や、荷役時間・ゲートオープン時間延長等を実施し荷役体制を確保する。
- ・必要な場合には、被災港湾の港湾運送事業者等に支援を要請する。

●税関、植物防疫所、動物検疫所

- ・税関、植物防疫所、動物検疫所は、庁舎の被害や業務の状態に関する情報収集を行い関係機関と共有する。
- ・被災港湾の被災状況等を把握し、必要に応じて代替輸送港湾における通関・防疫・検疫体制を整備する。
- ・必要に応じて通關、防疫、検疫関係事業者等に情報提供を行う。

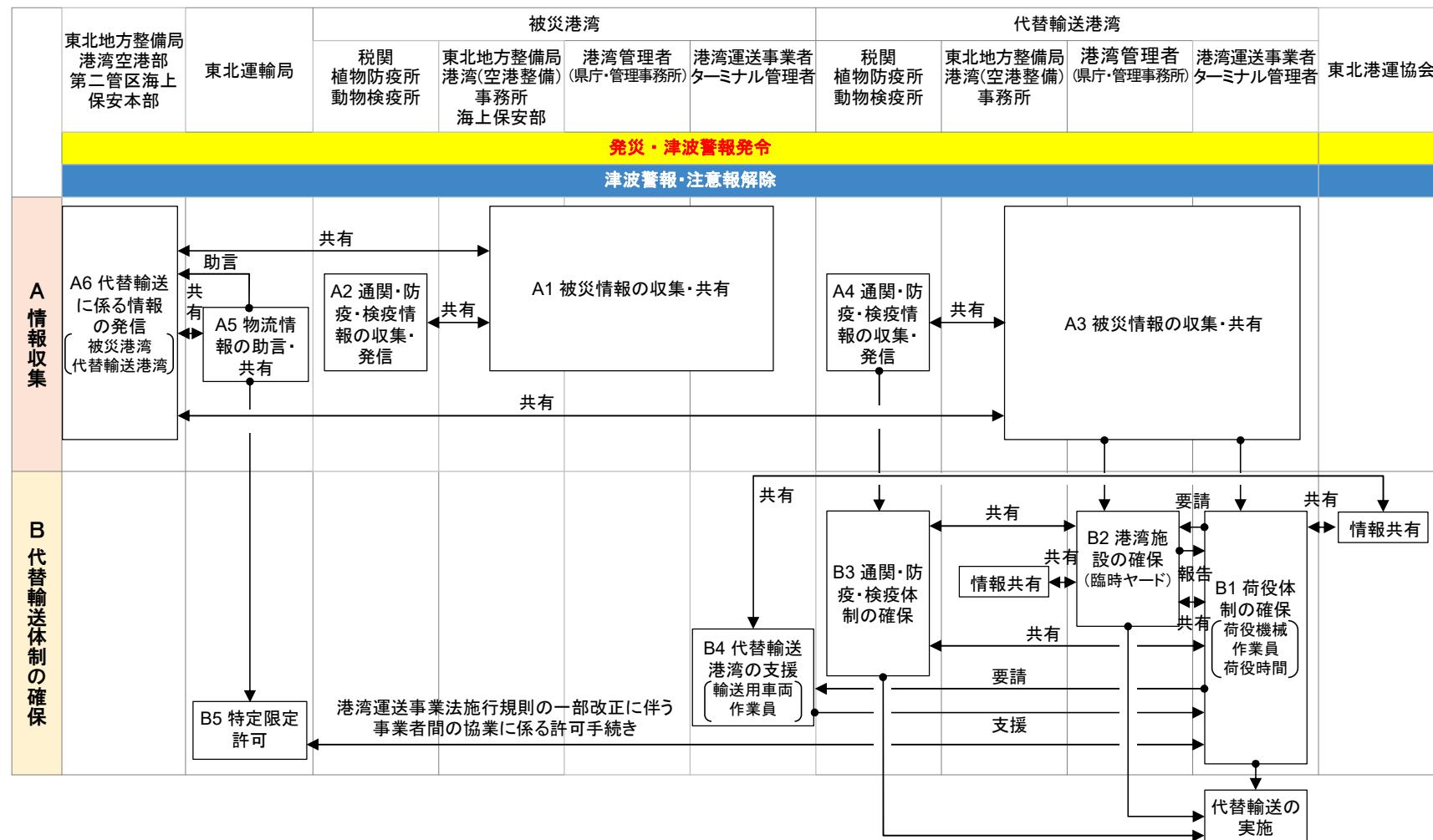


図 3-2 コンテナ貨物の代替輸送の手順

(2) 連絡体制

- 代替輸送港湾と被災港湾は、情報共有に努める。
- 被災港湾は、利用者に適切に被災状況や復旧見通しの情報を提供する。
- 代替輸送港湾は、利用者に代替輸送に関する情報を提供する。
- 東北港運協会は、代替輸送港湾と被災港湾の会員企業（港湾運送事業者等）との情報共有に努める。

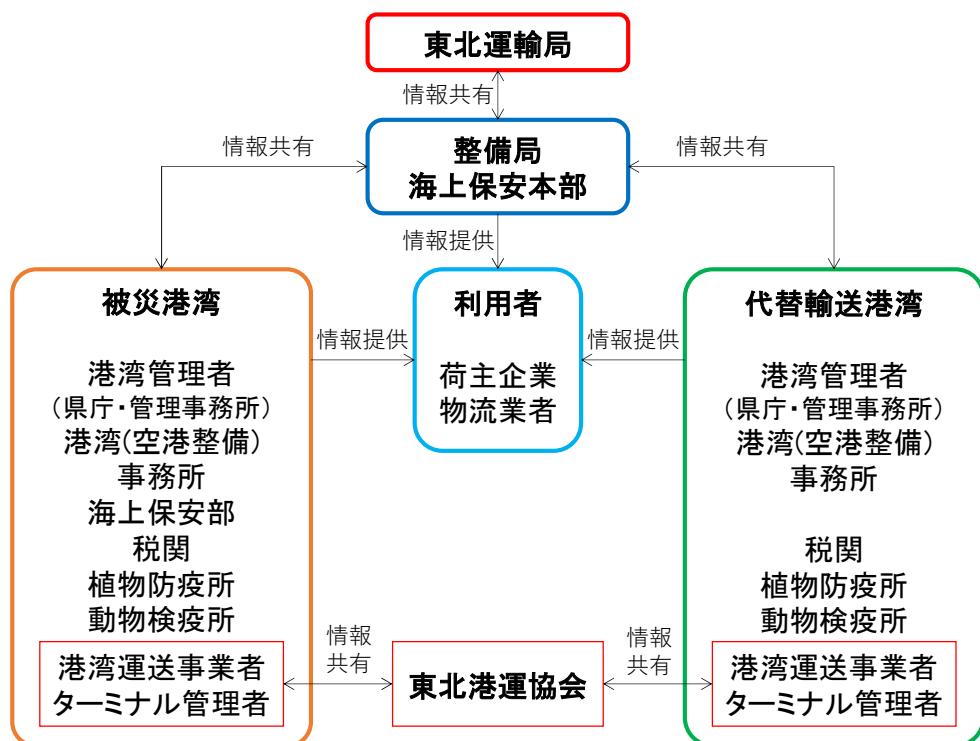


図 3-3 コンテナ貨物の代替輸送の連絡体制

3-1-3 事前対策

大規模災害時に円滑に代替輸送を実施できるよう、関係機関は、通常時から次の対策を実施しておくことが望ましい。

表 3-1 事前対策

対 策	内 容		関係機関
①代替輸送港湾としての輸送能力の確保	各港	<ul style="list-style-type: none"> ・代替輸送港湾となった場合の、臨時ヤードの想定、仮設上屋の設置、ゲートオープン時間の延長、荷役時間の延長等の臨時措置を検討する。 ・港湾運送事業者は、他の事業者からのトレーラーやシャーシの派遣支援等を想定して、車両連結に問題が生じないよう対策を講じておく。 	港湾管理者 ターミナル管理者 港湾運送事業者
②代替輸送港湾における貿易手続き体制の確認	各港	<ul style="list-style-type: none"> ・代替輸送港湾において、大量の貨物の流入や、通常時に扱っていない品目の流入に備え、代替輸送港湾における貿易手続き体制を確認する。 	税関 植物防疫所 動物検疫所
③大規模地震対策施設の整備	各港	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾計画に位置づけられた大規模地震対策施設の整備を着実に進め、港湾機能の充実を図る。 	東北地方整備局 (港湾(空港整備)事務所) 港湾管理者
④情報発信	広域 各港	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関は、予め情報発信すべき事項について整理し、情報発信体制を整備する。 <情報発信事項> ・応急復旧方針（応急復旧方針で定めた対象施設、スケジュール等） ・港湾施設の被災状況と復旧状況（施設の使用可否、復旧工事の状況、供用の状況等） ・港湾施設の供用再開（供用再開の決定、船舶の入港等） ・海上交通安全（船舶航行にあたっての注意事項や航行禁止水域等） ・航泊禁止の解除（航泊禁止の解除等時期、水域、吃水制限） ・代替輸送港湾の状況（代替輸送可能な港湾、航路、貨物の取扱状況等） 	東北地方整備局 港湾管理者 海上保安本部 海上保安部

3-2 バルク貨物の代替輸送

3-2-1 基本的な考え方

東日本大震災では、太平洋側の港湾が被災し、バルク貨物を受入れできなくなり、これらの港湾が復旧するまでの間、日本海側等の港湾が代替輸送港湾としてバルク貨物を受け入れた。

代替輸送港湾として機能した港湾では、通常時と異なる品目を受け入れることとなり、保管場所の確保、施設の利用調整、消防の許可等の対応が必要となった。

バルク貨物の品目は多様で、港湾では、品目に対応した荷役機械や保管場所、荷役体制が必要となる。品目の条件に合う代替輸送港湾の確保に時間を要したケースもあった。

各港湾においては、被災して輸送能力を維持できない場合のバルク貨物の代替輸送について、また、代替輸送港湾としての輸送能力の確保について、事前に準備しておくことが有効である。

○広域協議会は、東日本大震災におけるバルク貨物の代替輸送の状況等について、各港協議会に情報提供する。

○各港協議会は、情報を踏まえ、各港B C Pにおける事前対策に反映する。

※代替輸送港湾：被災港湾において必要な輸送能力を確保できない場合に、被災港湾に代わって貨物を輸送する港湾

3-2-2 発災後の行動

(1) バルク貨物の代替輸送の手順

代替輸送港湾となることが想定される港では、港湾BCPの事前対策を踏まえ速やかに行動する。

被災港湾は、被災状況及び復旧状況、代替輸送に関する利用者への情報提供を行う。

① 東北地方整備局港湾空港部・第二管区海上保安本部・港湾管理者（県庁）

- ・被災港湾の被災状況や復旧状況、応急復旧方針、代替輸送港湾の状況等について、情報発信を行う。

② 被災港湾

- 港湾管理者、東北地方整備局直轄港湾(空港整備)事務所、海上保安部

- ・港湾管理者、東北地方整備局直轄港湾(空港整備)事務所、海上保安部は、利用者に、被災状況及び復旧状況、代替輸送港湾に関する情報提供を行う。

- 港湾運送事業者

- ・港湾運送事業者は、利用者に、被災状況及び復旧状況、代替輸送に関する情報提供を行う。

③ 代替輸送港湾

- 港湾管理者

- ・港湾管理者は被災港湾の状況や荷主等に関する情報収集を行い関係機関と共有する。

- ・港湾運送事業者と調整し、当該港湾の港湾施設（係留施設、保管施設、荷役機械）の代替輸送貨物の受入れ余地を確認する。

- ・港湾運送事業者の要請を受けて、港湾施設の使用許可を行う。また、必要に応じて利用調整や仮設倉庫等の設置により保管場所を確保する。

- 港湾運送事業者

- ・港湾運送事業者は、被災港湾の状況や荷主等に関する情報収集を行い、関係機関と共有する。

- ・荷主企業や商社等からの代替輸送の要請を受けて、保管場所、荷役機械・設備、作業員等について受入可否を判断する。港湾施設については、港湾管理者と調整する。

- ・受入可能と判断したら、港湾管理者と調整の上、港湾施設の利用調整や保管場所の確保、作業員の確保等を実施し荷役体制を確保する。

- 税関、植物防疫所、動物検疫所

- ・税関、植物防疫所、動物検疫所は、庁舎の被害や業務の状態に関する情報収集を行い関係機関と共有する。

- ・被災港湾の被災状況等を把握し、必要に応じて代替輸送港湾における通関・防疫・検疫体制を整備する。

- ・必要に応じて通関、防疫、検疫関係事業者等に情報提供を行う。

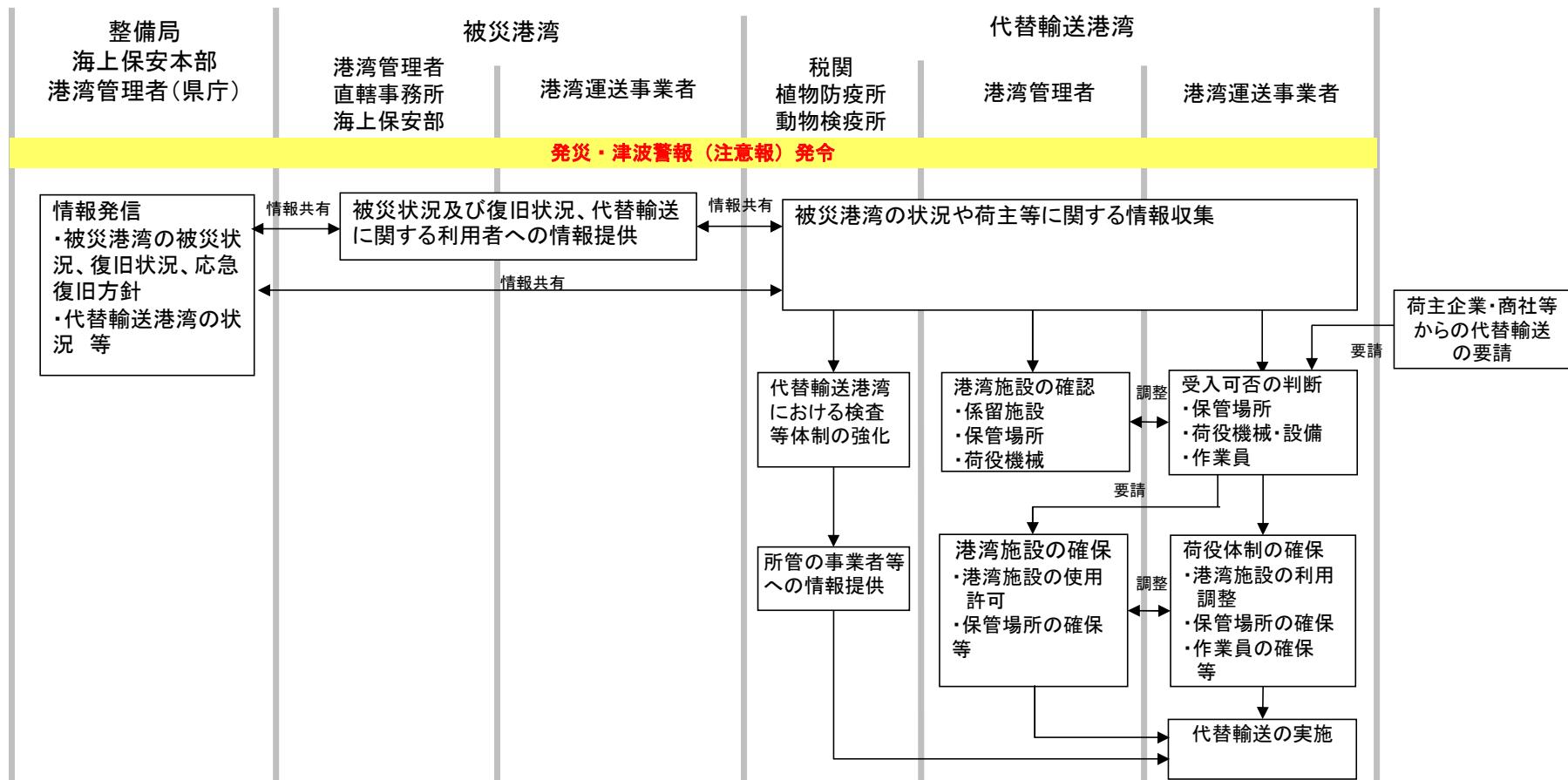


図 3-4 バルク貨物の代替輸送の手順

(2) 連絡体制

- 代替輸送港湾と被災港湾は、情報共有に努める。
- 被災港湾は、利用者に適切に被災状況や復旧見通しの情報を提供する。
- 代替輸送港湾は、利用者に代替輸送に関する情報を提供する。

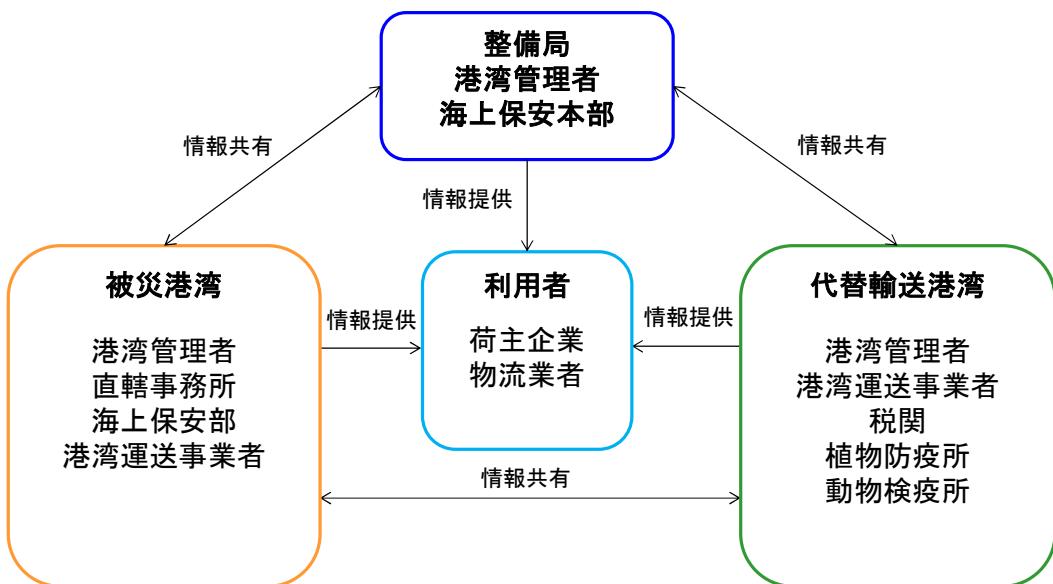


図 3-5 バルク貨物の代替輸送の連絡体制

3-2-3 事前対策

大規模災害時に円滑に代替輸送を実施できるよう、関係機関は、通常時から次の対策を実施しておくことが望ましい。

表 3-2 事前対策

対 策	内 容		関係機関
①代替輸送港湾としての輸送能力の確保	各港	・代替輸送港湾となった場合の、仮設上屋の設置、倉庫の確保、危険物取扱のための対応等の臨時措置を検討する。	港湾管理者 港湾運送事業者
②代替輸送港湾における貿易手続き体制の確認	各港	・代替輸送港湾において、大量の貨物の流入や、通常時に扱っていない品目の流入に備え、貿易手続き体制を確認する。	税関 植物防疫所 動物検疫所
③大規模地震対策施設の整備	各港	・港湾計画に位置づけられた大規模地震対策施設の整備を着実に進め、港湾機能の充実を図る。	整備局（事務所） 港湾管理者
④情報発信	広域 各港	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関は、予め情報発信すべき事項について整理し、情報発信体制を整備する。 <情報発信事項> ・応急復旧方針（応急復旧方針で定めた対象施設、スケジュール等） ・港湾施設の被災状況と復旧状況（施設の使用可否、復旧工事の状況、供用の状況等） ・港湾施設の供用再開（供用再開の決定、船舶の入港等） ・海上交通安全（船舶航行にあたっての注意事項や航行禁止水域等） ・航泊禁止の解除（航泊禁止の解除等時期、水域、吃水制限） ・代替輸送港湾の状況（代替輸送可能な港湾、航路、貨物の取扱状況等） 	整備局（本局、事務所） 港湾管理者 海上保安本部 海上保安部

4. 通信と情報収集の手段の確保

東日本大震災では、通信手段が途絶し、連絡を取りにくい状況が発生した。

また、迅速な応急復旧のためには、いち早く被災状況を把握し判断する必要があるが、津波警報が解除するまでは、現地に立ち入ることができないため十分な情報を得ることが難しい状況であった。

事前対策として関係機関は、災害時の情報通信を確実に行えるよう、あらかじめ複数の通信手段を確保し、連絡先を共有する。また、津波警報が解除されるまでの間であっても、情報収集が可能な手段について既存のヘリコプターや防災監視カメラのより効率的、効果的な運用に加えて、ドローンなど更なる情報収集手段の検討をするとともに、津波警報解除後、速やかに港湾施設の被害状況を確認する手段についても検討する。

表 4-1 通信と情報収集の手段の確保の事前対策

対 策	内 容		関係機関
①通信手段の確保	広域 各港	<ul style="list-style-type: none">・広域協議会及び各港協議会の関係機関は、連絡体制表への複数通信手段の登録や定期的な更新を行うとともに、災害時にも確実に連絡がとれる通信手段の整備など情報の伝達・共有体制の強化を図る。	全関係機関
②情報収集手段の確保	広域 各港	<ul style="list-style-type: none">・関係機関は、津波警報が解除されるまでの間、情報収集が可能な手段を検討する。・関係機関は、津波警報解除後、速やかに港湾施設の被害状況を確認する手段を検討する。	東北地方整備局 港湾管理者

5. 港湾BCPの継続的な実行

広域協議会では、各港協議会の取組みから抽出された課題等を踏まえ、テーマを設定して検討の上、広域港湾BCPを見直すとともに、その内容を、各港BCPに反映する。

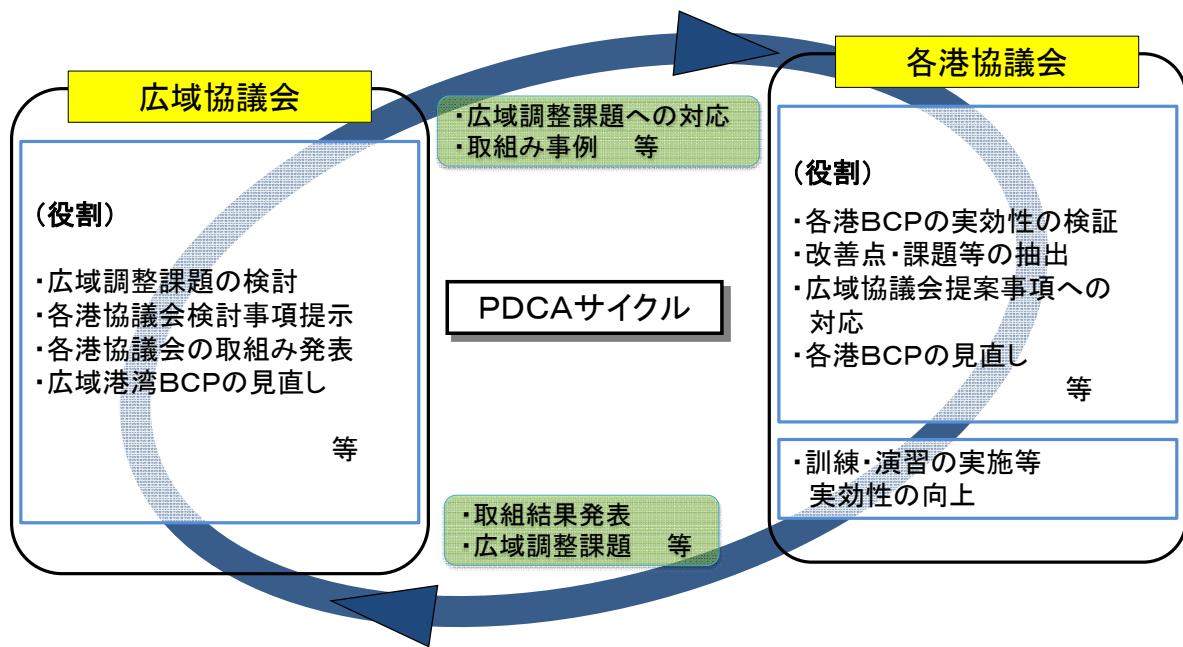


図 5-1 港湾BCP協議会の継続的な展開（PDCAサイクル）のイメージ